

第1回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和3年12月12日（日）11：02～11：12

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第1回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

また、本日、オブザーバーといたしまして、陸上自衛隊第九師団より連絡員の方が参加しておりますので御紹介いたします。

はじめに、農林水産部長より、高病原性鳥インフルエンザの発生状況等につきまして御報告いたします。

○赤平農林水産部長

お手元の対策本部会議資料を用いまして、本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について御報告いたします。

まず、1の農場の概要です。所在地は、三戸郡三戸町、飼養状況は鶏約7,000羽（種鶏）です。畜舎数は3棟、飼養形態としては平飼いとなっています。

2の経緯です。農場から県に対しまして、昨日14時に3棟中1棟で死亡家きんが増加しているとの通報がありました。それを受けまして、八戸家畜保健衛生所が立入りし、インフルエンザウイルス簡易検査を実施したところ、検査羽数13羽のうち10羽が陽性であり、すべて死亡家きんでした。そのため、遺伝子検査（PCR検査）を青森家畜保健衛生所において実施し、簡易検査を行った13羽中10羽でPCR検査の陽性を確認しました。

疑似患畜の確認です。国が県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日10時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定いたしました。直ちに、知事に報告しまして、危機対策本部の設置と防疫措置を講ずるよう指示を受けました。

3の防疫対応です。（1）発生農場の措置としては、第1班として、本庁農林水産部職員80人を動員し、速やかに殺処分を開始します。今後、殺処分については、24時間以内に終了する予定としています。埋却についても速やかに実施できるよう現在調整中であります。

次に、周辺農場の防疫措置です。移動制限につきましては、発生農場を中心として、半径3km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止します。搬出制限については、発生農場を中心として、半径10km以内の区域を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止します。なお、搬出制限区域内では、家きん等の移動は可能であります。

参考として、移動制限は1農場、約1万6千羽となっています。搬出制限は10km以内ですけれども、上記を除く25農場、これに岩手県の農場が含まれておりまして、本県は23農場ということになります。あわせて約140万羽という規模になります。

消毒ポイントの設定です。発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺の半径3km及び10km地点付近に、別紙を付けていますけれども、6か所に消毒ポイントを設置予定で、そのうち緊急消毒ポイントにつきましては設置済みです。

調査・検査につきましては、県が国と協力して速やかに行います。

疫学調査は、発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には、早急に調査を実施します。

発生状況確認検査としまして、24時間以内に半径3km以内にある100羽以上を飼育する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施します。

最後に、4の情報提供です。まず注意喚起としまして、県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供、注意喚起を随時実施します。また、ホームページに発生情報、防疫対応を随時掲載いたします。

2つ目、風評被害の防止です。関係部局が、感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRします。

また、相談窓口の設置です。本庁及び出先機関に相談窓口を設置し、家畜・畜産物関係は県畜産課、人の健康関係は県保健衛生課・各保健所、野鳥関係は県自然保護課で対応をとります。私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

ただ今の説明に関しまして、質問等がありますでしょうか。よろしいですね。それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、本部長指示事項であります。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本県では平成28年以来となる、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

本病は、迅速な初動対応が極めて重要となりますので、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

1点目として、徹底した防疫措置を迅速に進め、ウイルスを封じ込めること。

2点目として、現場の状況をしっかりと把握して、県民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

3点目として、関係部局が緊密に連携し、全庁を挙げて対応すること。

4点目として、家きんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

以上、対応に万全を期してください。よろしく申し上げます。

では、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

私ども青森県におきましては平成28年以来となります高病原性鳥インフルエンザが三戸町内農場の鶏で発生しました。

現在、徹底した防疫措置を迅速に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしております。

発生農場は、ブロイラー用の卵を生産しており、感染のおそれのある卵は市場に流通しておりません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されておりません。県民の皆様方には、これまでどおり、青森県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

繰り返し申し上げますが、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザに感染した事例はございません。青森県は、鶏肉も卵も大変いいものを生産しているわけですので、今までどおり、県民の皆様方には、青森県産の鶏肉、卵の御愛用につきましては、ぜひお願いしたいと思っております。

また、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底していただきまして、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了といたします。ありがとうございました。